

5 賃金・労働費用

第5-19表 最低賃金額の推移

Table 5-19: Changes in the minimum wage

		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014
日本 ¹⁾	JPN	(円/時間)(Yen/hour)						
		659	668	730	737	749	764	780
アメリカ	USA	(ドル/時間)(US\$/hour)						
		5.15	5.15	7.25	7.25	7.25	7.25	7.25 ²⁾
カナダ ³⁾	CAN	(カナダドル/時間)(CA\$/hour)						
		5.00～ 7.20	5.90～ 8.50	8.25～ 10.00	9.50～ 11.00	9.50～ 11.00	9.95～ 11.00	10.00～ 11.00
イギリス	GBR	(ポンド/時間)(£/hour)						
一般(22歳/age)		3.70	5.05	5.93	6.08	6.19	6.31	6.50 ⁴⁾
若年者(18～21)		3.20	4.25	4.92	4.98	4.98	5.03	5.13 ⁴⁾
若年者(16～17)			3.00	3.64	3.68	3.68	3.72	3.79 ⁴⁾
フランス ⁵⁾	FRA	(フラン/時間)(Franc/hour)						
		42.02	8.03	8.86	9.00	9.40	9.43	9.53
中国 ⁶⁾	CHN	(元/月)(Yuan/month)						
深圳市/Shenzhen		547	690	1,100	1,320	1,500	1,600	1,808
上海市/Shanghai		—	690	1,120	1,280	1,450	1,620	1,820
北京市/Peking		412	580	960	1,160	1,260	1,400	1,560
韓国 ⁷⁾	KOR	(ウォン/時間)(Won/hour)						
		1,865	3,100	4,110	4,320	4,580	4,860	5,210
		(ウォン/日)(Won/day)						
		14,920	24,800	32,880	34,560	36,640	38,880	41,680
タイ	THA	(バンコク/Bangkok)						
		—	—	206	215	300 ⁸⁾	300	300
インドネシア ⁹⁾	IDN	(ジャカルタ特別州/Jakarta)						
		286,000	711,843	1,118,900	1,290,000	1,529,150	2,200,000	2,441,000
フィリピン ¹⁰⁾	PHL	(マニラ首都圏/Metro Manila)						
非農業/Non-agriculture		250	325	404	426	456	466	466
農業/Agriculture		213	288	367	389	419	429	429
ベトナム ¹¹⁾	VNM	(第1地域: ハノイ, ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域)(千ドン/月)(1,000Dong/month)						
		180	626	1,340	1,550	2,000	2,350	2,750
カンボジア ¹²⁾	KHM	(米ドル/月)(US\$/Month)						
		45	45	61	61	61	80	100

資料出所 各国労働省及び統計局資料, カナダ: 各州政府労働担当部署ウェブサイト

(注) 1) 日本は地域別最低賃金額の加重平均値。

2) 2009年7月24日から。

3) 各年改定後の州別最低賃金(General Minimum Wages), 適用期間は州によって異なる。各州とも別途職種別最賃を定めている。

4) 2014年10月から。

5) 2010年より原則として毎年1月1日に改定。2015年1月1日より9.61ユーロへ引上げ。

6) 深圳市は社会保険料・住宅積立金を含む金額。上海市・北京市は含まない。

7) 毎年1月1日に改定。2015年1月1日より5,580ウォン/時間に引上げ。

8) 2012年4月よりバンコクなど7県。各県ごとの地域最賃から全国一律最賃へと制度が変わり, 他の70県は2013年1月から日額300バツに改定(バンコクほか7県は据え置き)。この金額は2015年まで適用予定。

9) 2015年1月より2,700,000ルピア/月に改定。

10) 2001年から緊急生活手当(COLA)を含む。2013年の改定は10月4日から適用。

11) 2009年までは「外資系企業」と「地場企業」の最賃額は別立てであり, ここに掲載したのは外資系企業の最賃額。2010年から両者を統一した制度となった。2015年1月より3,100,000ドン/月に改定。

12) 衣料・はき物製造業の最低賃金。表示は通常米ドルが用いられる。100米ドルは現地通貨に換算すると404,000リエル。2015年1月より128米ドル/月に改定。

※各国通貨の円換算額については、「第1-13表 為替レート」(p.38)を参照のこと。